

番号	1	事業名	地すべり対策	市町村名	山ノ内町	路河川名	(地)落合	箇所名(ふりがな)	落合(おちあい)			
事業計画時の課題・背景及び事業経緯	○当該地域は、横湯川と竜王沢との合流部を末端とし、西館山から連続する尾根に囲まれた斜面で、面積約292haの規模を有している。地質は主に新第三紀中新世緑色火山岩類とヒン岩が分布し、末端部付近には厚い湖成堆積物が分布している。											
	○昭和50年代に地元より変状発生を報告を受けて調査を開始。平成2年度に地すべりの変動が活発化し、災害関連緊急対策事業にて緊急対策を実施。平成3年度より、本事業によりA,B,C,Dブロックの地すべり対策事業に着手した。											
	○平成13年の台風11号や15号に伴う豪雨で被災し、災害関連事業としてBブロック集水井2基、Cブロック集水井4基を施工。											
	○地すべりの機構が複雑であったため、平成6年に、専門家を含めた「落合地すべり対策検討委員会」を設立。											
事業目的	当地区は夜間瀬川の支流である横湯川の源流部にあり、約292haの大規模な地すべり地域である。この地すべりが活性化し動き出すと、横湯川を閉塞し下流へ氾濫する恐れがある。下流の氾濫域には多数の人家や温泉街、県道等があるため、地すべり対策を実施し、地すべり抑制を図る必要がある。											
事業概要	当初工期	H3～H25	費用対効果(当初時)	1.12	事業費(千円)	財源内訳(千円)						
	最終工期	H3～H27	費用対効果(評価時)	1.40	上段:当初/下段:最終( )は国補事業分内数	国庫	その他	県債	一般財源			
	当初計画内容(主な工種)	排水トンネル 900m、集水井 37基、水路工 2,000m			4,000,000	2,000,000		1,600,000	400,000			
	最終事業実績(主な工種)	排水トンネル 385m、集水井 30基、水路工 2,420m、土留工 174m			3,083,826	1,541,913		1,233,531	308,382			
事業期間の延長、短縮理由と分析	事業実施中の平成13年度に台風11号や台風15号に伴う豪雨により、地すべり活動が顕著となり、災害関連緊急対策事業を実施した。また、Bブロック末端の崩壊地が下流の集水井に影響を及ぼすことが確認されたため、対策として土留め工などを実施し事業期間が延長となった。											
事業費(予算)の増加、縮減理由と分析	○地すべりが大規模で複雑なため、過去の観測データを利用し、三次元安定解析(通常は二次元安定解析)による詳細な解析を行い、頭部～中部で集中して地下水を排除することにより対策工のコスト縮減を図った。(H16落合地すべり対策検討委員会において見直し) ○集水井37基 → 30基 ○排水トンネル900m → 385m ○水抜きボーリング61,360m → 44,200m											
①事業効果の発現状況	事業効果の発現状況(A:目的を超えた達成 B:達成した C:概ね達成)										評価	
	直接的効果(定量的・定性的)	【災害の防止】 ○人家830戸 ○県道、町道 ○野猿公苑、湯田中・渋温泉郷 ○当初予定よりも大幅にコストを縮減し、事業目的を達成した。 ○対策による地すべり活動の抑制 対策前(S59～H13):1,042mm/年 → 対策後(R3):29mm/年									A	
	間接的効果(定量的・定性的) ※事業の主たる目的以外で地域社会への貢献状況	【生活環境・自然環境への影響】 ○地すべり対策として実施した集水井工、排水トンネル等は地下構造物のため、環境に与える負荷が小さい。 ○当地域は上信越高原国立公園内であり、施工の際には極力伐採を抑えた。 【周辺観光地等への影響など】 ○住民の安全安心度の向上 ○県道等の保全による住民生活の確保 ○野猿公苑、湯田中・渋温泉郷の観光地の安全度の向上										
②事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化	事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化(A:環境がよくなった B:大きな影響なし C:影響が大きい) 評価 ○地すべりによる崩壊が防止され、上信越高原国立公園の自然環境が保護された。 B											
③施設の維持管理状況	施設の維持管理状況(A:地域の人たちの参加あり B:適切 C:やや不十分 D:不適切) 評価 ○地すべり防止施設は定期的に点検・管理している。 B											
④地域住民等の評価	地域住民等の評価(A:評価が高い B:中程度の評価 C:評価が低い) 評価 ○人家や生活道路の保全に加え、町内の観光地である野猿公苑や湯田中・渋温泉郷が保全されたことで、地元から評価されている。 A											
改善措置の必要性	○現状では、改善措置等は必要ない											
(各部署) 公共事業評価委員会の意見	事業の実施により地すべりの発生が抑えられていることから事業の目的を達成しており、地元の評価が高いなど、総合評価Aが妥当と判断する。										総合評価 A	
長野県公共事業評価委員会の意見	建設部公共事業評価委員会の意見を妥当と判断する。										県の評価案 妥当	
											評価監視委員会意見 妥当	
											評価の決定 A	